

10. エネルギー分野

エネルギー(1)	原子力発電所の定期検査等の間隔に関する制度の見直し
規制の現状	<p>発電用原子炉及びその付属設備は13か月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2007年10月より新規追加)を受けなければならない。</p>
要望内容	<p>プラントを停止するまでの間隔を一律13か月に固定している現行検査制度を抜本的に見直すべきである。</p>
要望理由	<p>エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から本件要望する。</p> <p>本件については、過去に「規制当局として、事業者から、公開の場で、当該評価内容及び、安全性が維持されること等について説明を求め、原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を検討することが必要と考えている」との回答を得ている。その後、2005年11月から原子力安全・保安部会の下での「検査の在り方に関する検討会」が再開され、検査制度のさらなる改善についての議論が進められている。また、2005年10月に閣議決定された原子力政策大綱においても「電気事業者は(中略)安全確保に係る性能指標においても世界最高水準を達成することを目標に掲げて保守管理技術の高度化にも取り組み、安全性と安定性に優れた原子力発電を実現していくことを期待する」とされている。</p> <p>電気事業者においては、信頼性重視保全の考え方を取入れて保守管理の一層の体系化を進めたり、状態監視保全の導入などにより運転中保守の充実を図るなど、運転中、停止中の保守管理を総合的に行うプログラムを充実させていく方向としている。</p> <p>また、2006年12月の第21回「検査の在り方に関する検討会」において、原子力安全・保安院の資料には「一律の検査からプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行していく」とされている。</p> <p>こうした検討を踏まえ、プラント毎の特性に応じた検査に着実に移行するとともに、プラントを停止するまでの間隔を一律13か月に固定している現行の検査制度を見直すべきと考える。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第54条、第55条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課</p>

エネルギー(2)	原子力発電所における検査制度の一本化
規制の現状	<p>供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。</p>
要望内容	<p>定期検査、保安検査、定期安全管理審査を一本化すべきである。</p>
要望理由	<p>エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から本件要望する。</p> <p>本件については、過去に「実務上の調整が十分行うことができないまま制度が開始されたことから、各検査における項目が一部重複しているところがある。現在、事業者、原子力安全基盤機構、保安院の3者による「検査制度運用改善プロジェクトチーム」において、本件について検討を進めているところ」との回答を得ている。</p> <p>「検査改善運用プロジェクトチーム」における検討を通じて、運用面での重複を排除すべく努力はされているが、抜本的な解決にはつながらないため、法律改正により検査制度を一本化すべきである。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第54条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課</p>

エネルギー(3)	休日及び夜間における原子力発電所の定期検査立会の実施
規制の現状	定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。
要望内容	官庁立会検査に際して、検査が実施されるまでの待ち時間の発生を回避するため、定期検査立会いについて、休日及び夜間でも実施できる制度を構築すべきである。
要望理由	<p>エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から、本件要望するものである。</p> <p>本件については、以前の要望にて「国の定期検査に従事する検査官は原子力防災に即応するための原子力防災専門官としての業務も担当する体制となっており、24時間検査を行う体制を取ることは非常に困難」、「労務管理上困難」との回答を得ている。</p> <p>しかしながら、執務時間外の臨時の執務として、関税法に定める「税関の臨時開庁」がある。税関制度と同様に、通常の執務時間以外に定期検査を受けたい事業者からの申請に基づき、経済産業大臣が対応可能か否かを判断したうえで承認するようにすべきである。適宜、適正妥当な手数料を徴収することも含めて、休日及び夜間における検査の立会い制度を検討・構築すべきである。</p>
根拠法令等	電気事業法関係手数料規則
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

エネルギー(4)	工事計画変更における認可申請と届出との合併申請の許可【新規】
規制の現状	工事計画変更における認可申請と届出については、根拠となる条項が異なるため、認可申請書と届出書を別々に提出している。
要望内容	原子力施設の改造工事などにおいて、ある1つの工事において認可申請の対象部分と届出の対象部分とが混在する場合には、申請と届出の合併申請を可能とする運用とし、1つの工事に対して一連の連続した手続きで対応できるようにすべきである。
要望理由	原子力施設の改造工事などにおいて、ある1つの工事に対し、認可申請対象の部分と届出対象の部分とが混在する場合がある。この場合、申請書および届出書の作成から、使用前検査に至る一連の手続きを、2つの異なる工事として扱う必要があり、事務手続き上、非効率である。なお、現行の法律では、非原子力の工事計画の手続きは届出のみ、使用前検査は自主検査となっており、原子力における運用改善を要望するものである。
根拠法令等	電気事業法第47条第2項、第5項、第48条第1項 電気事業法施行規則第63条、第64条、第66条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電安全審査課

エネルギー(5)	風力発電所の風車羽根(ブレード)の回転範囲への地役権設定に伴う許可基準の緩和【新規】
規制の現状	<p>一般電気事業者が送電線又は配電用の電線を設置するため農地等に地役権を設定する場合は、以下の2つの理由により許可が不要とされている。</p> <p>①事業の公益性 ②承役地は従来どおり農地として使用および収益をすることが可能であること</p> <p>しかし、新エネルギーである風力発電所のブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、農地法第3条の権利移動の許可不要の特掲事業(農地法第3条第1項、農地法施行規則第3条)に記載されていないため、許可申請が必要となっている。</p>
要望内容	<p>新エネルギーである風力発電所のブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、送電線や配電線と同様の取扱いとし、農地法第3条の権利移動の許可申請を不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>一般電気事業者は、地球温暖化対策として、風力発電所等の新エネルギーの普及・促進に努めてきた。2003年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」により、一般電気事業者に対して、新エネルギー利用の義務量が課せられたことから、風力やバイオマス等を利用した電源の導入に、より一層積極的に取り組んでいる。</p> <p>風力発電所のブレード回転範囲において承役地となる農地については、許可を要しない送電線下と同様に、地役権設定者が地表面を占有するものではないため、土地所有権者は農地として使用・収益が可能であること、また、新エネルギー利用のための所定工期確保に寄与すること等の理由から、農地法第3条の許可申請を不要とすべきである。</p>
根拠法令等	農地法第3条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

エネルギー(6)	都市公園内への風力発電施設の設置規制の見直し【新規】
規制の現状	<p>都市公園法第2条第2項第8号、都市公園法施行令第5条第7項、都市公園法施行規則第1条第1項の規定により、都市公園の設置者である地方公共団体又は国が、該当公園又は緑地に設けることができる公園施設として、風力発電施設(環境への負荷の低減に資する発電施設)が掲げられている。その一方、都市公園法第7条の規定により、公園管理者が許可を与えることのできる都市公園内への占用物件として、風力発電施設は記載されていない。</p>
要望内容	<p>都市公園内に風力発電施設も設置できるよう、都市公園法第7条を改正すべきである。</p>
要望理由	<p>未利用となっている新エネルギーの有効活用ならびに地球温暖化問題への対応として、風力発電は有効である。しかし、都市公園内がその立地に適しても、都市公園法の規制により、その設置を断念するなど、一部で風力発電の普及が妨げられている現状がある。大規模な風力発電施設の場合、直接都市公園内の施設に電気を供給できないものの、一般電気事業者の送電網を介して、発電した電気の一部が都市公園内に供給されることになるとともに、新エネルギーの普及拡大につながるため、風力発電施設を柔軟に設置できるよう、法改正すべきである。</p> <p>なお、風力発電施設が柔軟に設置可能となっても、都市公園法第7条の規定により、公衆の利用に著しい支障を及ぼすものについては制限できるため、公園内に風車が乱立することにはならない。</p>
根拠法令等	<p>都市公園法第2条第2項第8号、第7条 都市公園法施行令第5条第7項 都市公園法施行規則第1条第1項</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省都市・地域整備局